

子育て世帯への切れ目のない支援について

区では、核家族化等の影響による子育て世代の孤立化を防ぐため、妊娠期から切れ目のない子育て支援体制を構築している。

今般、特に未就学児を中心とした子育て支援体制として、令和6年度より開始した「こども家庭センター機能」及び「子育て応援児童館CAP'S」の取組状況について、以下のとおり報告を行う。

1 こども家庭センター機能

(1) 背景と目的

- 令和4（2022）年の児童福祉法改正によって、市区町村は、児童福祉分野と母子保健分野に関し一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置することが努力義務とされた。
- 法改正を受け、区では、令和6（2024）年4月から、従前の「子ども家庭総合支援拠点」であった子ども家庭総合支援センター支援課と、従前の「子育て世代包括支援センター」であった区内5か所の健康福祉センターが連携・協力しながら、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する一体的な相談支援を実施する「こども家庭センター機能」の実施体制を構築し、運用を開始した。
- 子ども家庭総合支援センター支援課長を「こども家庭センター」機能の長とし、同課に統括支援員（保健師）を配置するとともに、健康福祉センター保健指導係長を支援課の兼務とすることで、健康福祉センターとの連携・情報共有を図っている。

(2) 取り組み状況

① 相談体制の充実

- 合同家庭訪問、支援課職員による健康福祉センターへの出張相談など、支援課と健康福祉センターが、互いの専門性を発揮しながら、一体的な相談支援ができる体制を構築し、対象者への支援を強化している。

② 専門職の体制強化

- 令和7年度は、統括支援員のほかに支援課に2名の保健師を配置するほか、相互研修の実施等により、児童福祉及び母子保健の専門性の向上を図ることで、一貫した質の高い支援により、複雑・困難化する事例に対応している。

③ 情報連携の強化

- 支援課と健康福祉センターによる合同ケース会議の開催により、要支援妊婦等の早期発見・早期支援に繋がるとともに、「サポートプラン」の活用等による情報連携に取り組んでいる。
- 特に、DX推進の観点から、情報共有アプリ「Kintone」を活用し、迅速でタイムリーな情報共有に取り組んでいる。

2 児童館（子育て応援児童館CAP'S）

子育て応援児童館CAP'Sでは、地域の子育て世帯の身近な相談場所として、乳幼児の発育・発達や生活習慣、入園入学などの様々な相談に対応し、子育ての孤立化や育児不安の軽減を図っている。そのような日々の相談の中で、相談内容によっては、子ども家庭総合支援センターや健康福祉センターをはじめとした関係機関につないだり、各窓口を案内しているところである。とりわけ、5つの児童館では、専任相談員による「子育て相談エール」を展開している。

一方で、子ども家庭総合支援センターや健康福祉センターなどから、直接、情報が寄せられたときには、該当者の見守りや情報共有などの支援協力も行っている。

その他、「乳幼児向け年齢別プログラム」・「目的別プログラム」や、子育てに関する各種講習会・親子の創作活動などの「子育て応援教室」を実施しており、保護者と一緒に子どもの成長を共感し、保護者の心身の負担を軽減させることにより、児童や家庭の健全育成支援を図っている。

また、「子育て相談エール」実施館と別の5館には、「ほっとプログラム」と銘打ち、「子育てのちょっと気になる」に寄り添った少人数制のプログラムを実施し、臨床心理士による巡回指導や相談を行っている。